令和５年度
教育委員会の点検・評価報告書
（令和４年度対象）

海南市教育委員会

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）の規定により、令和４年度における教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価報告書を提出する。

令和５年９月７日提出

海南市教育委員会

目　　次

Ⅰ　はじめに
１．趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
２．教育委員会の点検・評価制度について・・・・・・・・・・・・・・・・1
３．海南市教育委員会の点検・評価の手法・・・・・・・・・・・・・・・・2

Ⅱ　点検・評価委員の意見　成果及び今後の方針・目標
１．学校図書館司書配置事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
２．教育相談事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
３．学校英語活動推進事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
４．道徳教育推進事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
５．防災教育推進事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
６．教育ＩＣＴ化推進事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
７．かいなん学校教育サポート事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
８．課外学習教室設置事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
９．学校給食運営事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
10．新型コロナウイルス感染症対策事業　・・・・・・・・・・・・・・・・15
11．学校適正配置推進事業（幼稚園）　・・・・・・・・・・・・・・・・・16
12．学校適正配置推進事業（小学校・中学校）　・・・・・・・・・・・・17
13．学校適正配置推進事業（高校）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
14．家庭教育支援事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
15．下津地域公民館活動事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20

16. 青少年センター事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
17. 文化財保護活用事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
18. 図書館運営事業（海南nobinos含む） ・・・・・・・・・・・・・・・・23
19. (仮称)体験学習施設建設事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
20. 市民体育事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25

Ⅲ 資 料

海南市教育委員会の運営状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28
関係法令(抜粋) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 ・・・・32
海南市教育委員会点検・評価委員会条例 ・・・・・・・・・・・・・・・33

Ⅰ　はじめに

１．趣　旨

平成 19 年６月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律（32 ページに掲載）の一部が改正され、平成 20 年度から教育委員会は、毎年度、その権限に属する事務の管理執行の状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、市民に公表することが義務付けられました。

本報告書は、海南市教育委員会が効果的な教育行政の一層の推進を図るとともに、市民への説明責任を果たし、市民に信頼される教育行政を推進するため、令和４年度の海南市教育委員会に属する事務の管理執行の状況について、点検・評価委員の意見をもとに、評価を行った結果について報告するものです。

２．教育委員会の点検・評価制度について

（１）制度の概要

ア．平成 19 年６月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正され、効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を果たしていくため、教育委員会が、①毎年、②教育長及び事務局の事務執行を含む教育委員会の事務の管理執行の状況について、③教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図りつつ、点検・評価を行うこととし、④その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに公表しなければならないことが規定されています。

イ．どのような点検・評価を行うのか、具体的な点検・評価項目や報告書の様式、議会への報告、公表の方法等については、国が基準を定めるのではなく、各教育委員会が実情を踏まえて行うこととされています。

（２）学識経験者の知見の活用について

ア．教育に関し学識経験を有する者の知見の活用については、点検・評価の客観性を確保するためのものです。活用の仕方については、評価の方法や結果について、教育に関し学識経験を有する者の意見を聴取する機会を設けること等、各教育委員会の創意工夫により対応することとされています。

イ．教育に関し学識経験を有する者については、教育に関して公正な意見を述べることが期待できる人が想定されています。あくまでも評価の客観性を確保するという趣旨によるものであり、必ずしも教育についての専門家でなければならないということではありません。

３．海南市教育委員会の点検・評価の手法

「海南市教育委員会点検・評価委員会条例（33 ページに掲載）」に基づき、以下のとおり実施しました。

（１）目的

効果的な教育行政の一層の推進を図るとともに、市民への説明責任を果たし、市民に信頼される教育行政を推進することを目的とします。

（２）実施方法

ア．教育委員会事務局各課の令和４年度の主要な事務事業を抽出し、点検・評価シートを用いて妥当性・効率性・有効性について事務事業評価を行いました。

イ．点検・評価委員にアの事務事業について、担当職員等が説明を行い、意見を頂きました。

ウ．点検・評価委員の意見をもとに教育委員会が評価を行い、今後の方針・目標を決定しました。

（３）点検・評価の流れ

点検・評価を実施するにあたり、基礎となる事務事業評価を実施し、この評価結果を次の計画に反映しようとするもので、ＰＤＣＡサイクル（Ｐｌａｎ計画、Ｄｏ執行、Ｃｈｅｃｋ評価、Ａｃｔｉｏｎ見直し）を繰り返すことにより、継続的な事務改善を行っていきます。

（４）点検・評価の経過

年　　月	会　　議　　等	内　　容
令和５年６月	事務事業評価	点検・評価シートを用いて事務事業評価を実施
令和５年６月	教育委員会６月定例会	点検・評価委員の委嘱 点検・評価対象事務事業の決定
令和５年７月	第１回点検・評価委員会	各事務事業の説明 各事務事業に対する質問・意見
令和５年８月	第２回点検・評価委員会	各事務事業に対する意見
令和５年８月	第３回点検・評価委員会	各事務事業に対する意見のまとめ
令和５年８月	教育委員会８月定例会	点検・評価報告書のまとめ
令和５年９月	点検・評価報告書を市議会に提出	

（５）学識経験者の知見の活用について

ア．地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、教育委員会の点検及び評価を行うにあたって、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、海南市教育委員会点検・評価委員会（以下「点検・評価委員会」という。）を設置しました。

イ．委員は、５人で組織し、令和５年７月６日に教育委員会が委嘱しました。委員の任期は、委嘱した日から教育委員会に報告書が提出されるときまでです。

ウ．点検・評価委員会は、３回開催しました。

点検・評価委員会の開催状況

	実　施　日	内　　容
第１回	令和５年７月 24 日(月)	各事務事業の説明 各事務事業に対する質問・意見
第２回	令和５年８月１日(火)	各事務事業に対する意見
第３回	令和５年８月９日(水)	各事務事業に対する意見のまとめ

点検・評価委員

氏　　名	主　な　役　職
寺　川　剛　央	和歌山大学教育学部　教授
面　家　恭　子	元小学校校長
浜　松　千　穂	ＰＴＡ会長
青 谷 ま ゆ み	海南市社会教育委員
小　西　康　喜	海南市スポーツ推進委員会　副委員長

（６）市民への公表

点検・評価結果は、海南市ホームページ等により公表します。

Ⅱ　点検・評価委員の意見
成果及び今後の方針・目標

１．学校図書館司書配置事業

【事業目的】

学校図書館（室）は、子供の読書活動推進を目的とした利活用だけでなく、各教科等の授業において調べ学習等に活用されるなど、子供の言語活動や探求活動といった学びを効果的に進める場となる必要がある。このことから学校図書館（室）に係る専門的な知識・技能を備えた学校図書館司書を配置し、その運営・管理及び教育活動の支援等を行う。

【事業内容】

平成 28 年度は、学校図書館司書 2 名を任用し、各小・中学校及び海南下津高校（全 20 校）を 2 週間に 1 日巡回し、図書の収集・整理・管理等を行うとともに子供の本への興味を喚起する取組を実施した。

平成 29・30 年度は、2 つの中学校区を重点配置校に定め、当該校については週当たり 1 日巡回することとし、子供が学校図書館（室）を利活用する上で、より計画的で継続性のある取組を実施できるようにした。さらに、令和元年度から学校図書館司書を 4 名に増員し、全ての学校に週当たり 1 日の巡回を可能にし、小中高等学校種間の系統性や小学校間の情報共有等を一層進めた。

【令和 4 年度の成果】

学校図書館司書が、学校図書の貸出・返却業務や蔵書本のデータベース、レファレンスサービスや図書情報の提供に加え、子供の作品づくりや資料制作といった学習活動の支援においても大きな役割を担い、子供の学校図書館（室）の利活用を推進した。また、学校と図書ボランティアとの連携及び 4 名の学校司書が協働し、各学校の学校図書館（室）の配架を整備したことで、子供たちがより一層、読書に親しむことができる環境が整った。さらに、海南 nobinos や下津図書館とも連携し団体貸出の取りまとめ役となり、各校の実態や教職員及び児童生徒の希望に応じた図書の提供に努めた。

なお、第 3 次海南市総合計画の指標「海南市読書アンケート調査」の「読書が好きな市内児童・生徒の割合」について、令和 4 年度は 82.2%となった。

【目標設定年度（令和 2 年度）81.1%、令和 6 年度目標値 85.0%】

【点検・評価委員の意見】

学校図書館司書が配置校を巡回しながら図書ボランティアの方と連携・協力し、各学校に応じた取組を進めることで、適切な学校図書館運営を行うことにつながっている。

児童生徒の読書活動を推進するためには、各学校の学校図書館の利用率向上は必要であることから、学校図書館司書が中心となり学校図書標準を達成のための本の廃棄及び選定とバーコードの活用による DX 化の推進等による適切な蔵書管理の実施、本の紹介や配架の工夫等などの児童生徒を読書に誘う取組を行うとともに、保護者やボランティアと協力して一層充実した学校図書館運営を進められたい。

【今後の方針・目標】

「読書が好きな市内児童・生徒の割合」が令和 6 年度には 85.0%以上となるよう、学校図書館司書が本の紹介や配架の工夫など、読書への関心を高める取組を充実するとともに、図書ボランティア及び学校現場との一層の連携・協力に努める。また、学校図書標準 100%を達成するため、計画的な蔵書の整備、DX 化の推進等、適切な蔵書管理を行う。

２．教育相談事業

【事業目的】

適応指導教室

心理的、情緒的な要因等による不登校児童生徒への対応として、集団生活への適応、情緒の安定、基本的生活習慣の自立に向けた相談、基礎学力の補充、学習指導、集団活動の参加に向けた指導等を通して、学校生活への復帰を支援する。

教育相談所

学校、家庭、社会生活等において不安や悩みを持つ子供や、その保護者に対して相談や助言などを行う。

【事業内容】

適応指導教室は、平成 19 年度に本市小中学校に在籍する不登校児童生徒に対し、在籍校への復帰を目指し集団指導及び学習指導等を含む適応指導を目的に設置した。平成 29 年度より、それまでの週３日（月・水・金）から毎日の開室とし、不登校児童生徒の学校復帰を目指し教室運営を一層充実させた。適応指導教室と当該児童生徒の在籍校、当該保護者との連携をより密にしながら定期的な情報共有を行い、学校復帰や進路選択等について共通認識する場を継続的に設定するとともに、不登校気味の児童生徒も含めて一層の活用を図る。

また、児童生徒及びその保護者等が学校外で相談できる場も重要であることから、児童生徒に「相談カード」を配付するなど、教育相談所の内容や実施場所について周知を徹底する。

【令和４年度の成果】

令和４年度は、17 名の児童生徒が在籍したが、小集団生活を通して社会性を育み、対人関係能力を高めることができた結果、中学校３年生４名全員が高等学校進学を果たした。また、中央公民館と教育委員会に相談場所を開設し、電話や来所による相談に応じた。さらに、通室する児童生徒が在籍する学校の教員及び県から派遣されるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、不登校児童生徒支援員、訪問支援員等と連携するとともに、児童生徒が抱える様々な悩み等について相談する機会を充実させるなど、各機関が連携し、課題解決に取り組んだ。

【点検・評価委員の意見】

適応指導教室及び教育相談所は、不登校児童生徒にとって、集団生活への適応指導や学習指導、集団活動への参加に向けた指導等、学校生活への復帰を支援するために必要である。

令和４年度は、特に中学生の不登校生徒数が増加傾向にあり、適応指導教室へも依然として多数の児童生徒が通室している状況であるため、継続して教育相談事業の取組の充実に努められたい。また、各学校にあっては、学びの保障の一つとして、家庭でオンラインにより授業に参加できる取組を継続して実施されたい。加えて、学校での集団活動で培われる経験は、かけがえのないものであることから、魅力ある学校となるよう心の教育を充実するとともに、児童生徒はもちろんのこと、保護者との相談体制を一層整備することで情報を十分に共有しながら、今後も引き続き充実した支援に取り組まれたい。

【今後の方針・目標】

中学校への入学時や進級時には、児童生徒の情報共有を行うとともに、当該児童生徒と保護者に対して相談体制を一層整備し、学校と適応指導教室及び教育相談室などの関係機関が一層連携を深め、相談活動・学習指導・集団活動等の支援を充実する。

３．学校英語活動推進事業

【事業目的】

子供のコミュニケーションを図る素地となる資質・能力を育成するとともに、外国語（英語）に触れたり外国の生活や文化などに慣れ親しんだりすることで国際理解に関する学習を進め、子供の国際感覚を養う。

【事業内容】

幼稚園では、平成 23 年度からＡＬＴを幼稚園へ派遣し、英語による絵本の読み聞かせや歌、ジェスチャーゲームなどを中心に、英語に親しみＡＬＴとふれあう機会を設けている。

小学校では、平成 23 年度から外国語活動が必修化され、５・６年生で週１時間ずつの授業を行ってきた。また、本市では平成 16 年度から市単独で小学校英語活動推進事業を行うとともに、平成 20 年度からはそれまでの外国人講師に加え、英語が堪能な日本人講師（ＪＴＥ）を併用することで事業拡大を行った。さらに、平成 17 年度からは、中学校英語科担当教員が小学校教員とのティーム・ティーチング（ＴＴ）による指導を行っている。

中学校・高等学校では、本市が雇用するＡＬＴと英語科担当教員とのＴＴ指導により、外国語を通じて、生徒のコミュニケーション能力を向上させ、国際理解を深め、国際感覚を養う有効な手だてとなっている。また、ネイティブの発音に触れることで、臨場感のある授業を展開している。

【令和４年度の成果】

現行学習指導要領において小学校中学年では外国語活動が、高学年では外国語科が設定されたことから、県より配置される英語専科教員に加え、委託業者のＡＬＴ派遣及びＪＴＥの任用等、事業の拡充を図った。令和２年の夏、本市が雇用する３名の ALT の任期満了に伴い入れ替えが必要となったが、新型コロナウイルス感染症に係る移動制限のため、新規 ALT が来日できない状況であった。その後、12 月に１名が来日、令和３年 11 月に１名が来日、令和４年４月に１名が来日した。ＡＬＴが３名となり、従前と同様の指導体制が整ったことで、各学校では、充実した英語活動の取組を実施した。

【点検・評価委員の意見】

小学校中学年での外国語活動及び高学年での外国語科における指導を今後も引き続き充実されたい。

また、県から配置される外国語専科教員やＡＬＴ、ＪＴＥを効果的に活用して外国語への興味関心を高揚させるとともに、中学校英語科担当教員が小学校教員と連携した取組を実施するなどにより、小学校から中学校へ英語科学習を円滑に接続するとともに、今後も一層充実した英語活動の取組を進められたい。

【今後の方針・目標】

ＡＬＴやＪＴＥ、県から小学校に配置される外国語専科教員を適正かつ効果的に運用するとともに、中学校英語科担当教員が小学校教員と連携した取組を実施するなどにより、小学校における外国語活動及び外国語科の学習の充実を図る。

また、小学校と中学校が相互連携を深め、学習状況を共有することで、中学校における英語科学習への円滑な接続を図る。

４．道徳教育推進事業

【事業目的】

幼稚園においては、幼児一人一人に対し、友だちとの関わりや多様な体験活動を通して道徳性の芽生えを培い、社会生活上重要な自立と協同の態度などを育むことが求められる。

また、学校教育では、人間として調和のとれた育成を目指して、子供たちの発達の段階に応じた道徳教育を展開することが求められる。このことから、幼稚園にあっては、道徳性の芽生えを培う具体的な計画の作成とそれに基づいた実践的研究及び検証を進め、小中学校にあっては、道徳科を要として、ボランティア活動や職場体験活動、宿泊体験活動や自然体験活動などの豊かな体験活動を充実させるとともに、保護者や地域との連携を積極的に図りながら道徳教育の推進を図る。

【事業内容】

幼稚園では、これまでも道徳性の芽生えを培う園教育の在り方について研究し、全園で取組を進めてきた。

また、小学校では平成 30 年度から、中学校では令和元年度から完全実施となった「特別の教科　道徳」（道徳科）への対応とともに、教職員の指導力向上の観点から、平成 24 年度から開催している“Manabi Up 研修講座”を継続して実施する。

なお、各学校では、発達の段階に応じた体験活動を充実させるとともに、体験を活かした道徳の授業にも取り組む。

【令和４年度の成果】

令和４年度は“Manabi Up 研修講座”を全 3 回にわたり開催した。参加申込者は 43 名であったが、実践的な指導力向上に繋がる研修となるよう、事前に設定した課題を各学校で職員研修などを通して、指導案を検討・作成したり、招聘した講師の講義をオンラインで開催し、申込者だけでなく、より多くの教員が視聴できるようにしたり、授業実践を録画して各学校で視聴することができるようにしたりするなど、本事業の研修内容をより広く周知することで、より多くの教員が研修を深める機会とした。

また、これまで各学校では、授業参観時などに道徳科の授業を積極的に公開するとともに、授業で使用した資料等を家庭に持ち帰らせるなど、家庭との連携を図った。

【点検・評価委員の意見】

道徳科の学習や学校生活で身に付けた道徳性は、学校以外の場でも生かされることが大切であることから、より広がりのある取組を推進されたい。

また、道徳教育における教員の指導力向上には継続した研修が必要であることから、今後も多くの教員に参加を促すとともに、研修内容については各学校で共通理解を深め、教育実践に反映できるよう、道徳教育における研修充実に一層努められたい。

【今後の方針・目標】

各校において道徳科の授業参観や道徳教材を用いて行う親子読書等の取組を進めるとともに、より一層、道徳教育の学びを生活場面に広げていけるよう、地域とのつながりの機会を設け、多様な体験の場を工夫して確保し、道徳的実践につながる取組の充実を図る。

また、道徳教育における教員の指導力向上のため、継続して計画的に研修を実施することに加え、研修を実施するにあたり、各学校で情報を共有し、検討する場を設けることで、より一層、教育実践に反映できるよう研修内容の充実を図る。

５．防災教育推進事業

【事業目的】

各教科などを通じた防災学習と実践的な防災訓練を継続的に実施し、海南市で学ぶ子供たちの命を災害から守りきるとともに、子供一人一人が災害について理解を深め、適切な危険回避能力（子供自らが命を守ることができる力）を身に付けさせる。

【事業内容】

避難計画の見直し、避難訓練

特に沿岸部の学校（園）は、これまで危機管理課及び教育委員会と三者合同で校区を実地検証し、避難先の立地条件などを確認しながら、避難マニュアルの見直しを定期的に行うとともに、最も適した避難経路・避難場所を選定し、年間数回にわたり避難訓練を行う。

防災研修

教職員が各種研修会に参加することにより防災に関する知識や意識の向上を図るとともに、各校で作成した防災計画に即した訓練等の実施により、児童生徒の防災意識の高揚に努める。

防災教育の手引きの作成・活用

各学校（園）にあっては、本市が作成した「海南市防災教育の手引き 1～３」などを活用し、各教科等を通じて防災学習を進める。なお、令和５年度に本手引きの改訂を実施する。

ジュニア防災検定の実施

防災と減災に関心を持ち防災意識を高め、自ら考え判断・行動できる子供の育成を目指し、令和５年度からは、小学校３年生から６年生に加え、中学生も対象とした「ジュニア防災検定」を実施する。

【令和４年度の成果】

全国では、様々な自然災害が数多く発生していることから、各学校（園）では、「海南市防災教育の手引き」等を十分活用し、災害安全に関する教職員の意識向上に努めた。また、児童生徒の自然災害への理解と適切な危険回避能力の獲得のため、定期的・継続的に避難訓練を実施した。加えて、各学校で避難確保計画を確認するとともに、避難場所等の検討も行った。なお、「ジュニア防災検定」への参加者は、令和４年度は 17 名が受検した。

【点検・評価委員の意見】

各学校で策定している気象警報発表時の対応について再度検討されたい。

また、年間数回にわたり実施している避難訓練については、より一層、実践的・実効的で汎用性が高い内容となるよう見直しを行い、児童生徒一人一人が災害について理解を深め、適切な危険回避能力を身に付けさせるとともに、様々な災害から身を守るために必要な防災力が高まるよう、今後も充実した防災教育の取組を進められたい。

【今後の方針・目標】

様々なケースを想定した実践的な避難訓練に併せて、多岐に渡る災害から身を守る防災教育を充実することで、防災意識の一層の高揚に努める。

また、防災教育の手引き等を活用した防災学習を実施することに加え、ジュニア防災検定の実施対象者を中学生まで拡大する等、防災教育の一層の充実を図り、子供たちが「自助」「共助」の力を高める知識と技能を身に付ける取組を進める。

６．教育ＩＣＴ化推進事業

【事業目的】

本市立小・中学校の普通教室等に無線ネットワーク及び大型の電子黒板等を整備することで、国が進める GIGA スクール構想の実現に伴い小中学生に一人一台配備されるタブレット端末を活用できる環境を構築し、児童生徒の情報リテラシーが一層、身に付くようにする。

また、学習指導要領にも明記されている学力の基礎基盤となる情報活用能力の育成のため、研修等のサポートを充実する。

【事業内容】

GIGA スクールサポーターの派遣時数増加

令和４年度は児童生徒、教員がタブレット PC を使うことに随分と慣れてきた。しかしながら、本来の教職員への研修、マニュアルの作成に加え、学習者用のデジタル教科書やタブレット PC の年次更新作業等の機器の設定作業等の増加のため、専門的な知識を有する GIGA スクールサポーターの派遣時数を増加した。

【令和４年度の成果】

昨年度に続き市教育委員会や GIGA スクールサポーターによる教員へのオンライン研修を充実させることでソフトウェアの使用方法に加え、授業での効果的な活用方法についても交流することができた。

令和４年度は児童生徒が授業で一人一台端末を活用する機会が増え、端末を使用することが特別ではなく、日常となった学級がより増えてきている。また、使用頻度の高まりだけではなく、効果的な ICT 活用について考える段階に進めることができた。

また、校務においても端末を活用することで会議資料のペーパーレス化も進めることができた。

令和 4 年度に実施した全国学力・学習状況調査の学校質問紙の ICT 機器の活用に関する項目において、週 3 回以上使用したという学校が 100%（国：85.1%、県：68.1%）であった。

【点検・評価委員の意見】

児童生徒の成長過程で必要な基礎的な学習スキル（書く・読むなど）の定着と併せて、ICT 活用スキルの向上に取り組まれたい。

加えて、教員研修を充実することで指導力向上に努められたい。

今後も、GIGA スクールサポーターを効果的に活用することで、より一層、ICT 機器を効果的に活用した教育活動を充実させるとともに、オンライン学習の幅広い活用を実施されたい。

また、生成 AI の活用については、国でも課題とされることは議論されているが、今後、教育現場での活用について検討されたい。

【今後の方針・目標】

各校では、授業や家庭学習等、児童生徒が日常的にタブレット PC を活用して学習する「学習ツール化」を推進し、デジタルによる学びの履歴の蓄積・活用に努める。

今後も引き続き教員の ICT 活用に特化した研修を実施し、学校の内外を問わず教職員の研修への参加率 100%を目指す。

また、教職員、児童生徒の新たな学びの形としてオンラインによる学習を様々な場面で展開していく。

７．かいなん学校教育サポート事業

【事業目的】

特別支援教育や生徒指導上の諸問題への対応、個々の学習指導の充実など、近年多様化する教育課題について、子供一人一人にきめ細かく対応し、適切な指導を行い、学校教育の充実及び安定を図るため、市が独自に非常勤講師を配置する。

【事業内容】

本事業は、本市が独自に展開する教育施策として平成 18 年度から実施しており、発達障害など個別の支援を必要とする児童生徒への対応や生徒指導上の課題への適切な対応等において、これまでも大きな成果をあげてきた。

子供や学校を取り巻く状況がますます多様化・複雑化する中、本事業の必要性は一層高まっている。これまでと同様に学校との連携をより一層密にすることで、各学校の実状や児童生徒個々の実態をきめ細かく把握するとともに効果的な取組等を更に研究し、児童生徒個々のより良い成長に加え、集団全体の質的な向上に努め、学校生活の充実を図る。

【令和４年度の成果】

令和４年度においては、通常学級に在籍する配慮を要する児童への対応や特別支援学級への支援等として 13 名、保健対応及び日本語指導のために各１名、計 15 名の非常勤講師を配置した。

本事業の実施により、児童生徒一人一人への丁寧な関わりとともに、配慮を要する児童生徒に対してもきめ細かな対応が可能となり、個々の教育効果だけでなく、落ち着いた学級集団の形成や学習環境を維持することにより、安定した学校運営に寄与している。

【点検・評価委員の意見】

児童生徒一人一人の良さを見取るためには適切に教員が配置される必要があることから、学級担任や教科担当に加え学校教育サポートの非常勤講師は重要な役割を担っている。児童生徒は教員から肯定的な評価を受けることで自尊感情を育み、達成感や自己有用感を得ることで学級への所属感を高めることにもなる。

今後も学校からの多岐に渡るニーズに対応した適正な人員配置を行い、児童生徒に適切な個別の支援を実施するとともに、落ち着いた学習環境を維持するため、本事業を継続されたい。

【今後の方針・目標】

児童生徒の発達の課題に加え、医療的ケアや日本語指導等、各校が本事業に求めるニーズが多様化していることから、特別支援教育の知識と技能を有する者や看護師資格を有する者、複数の言語を話せるマルチリンガル等、それぞれのニーズに即した非常勤講師の確保に努める。また、非常勤講師の適正な配置により児童生徒が学校生活において自尊感情や自己有用感を向上させ、達成感及び安心感を得るとともに、学校や学級の安定した運営につながるよう本事業を継続し、一層の充実を図る。

８．課外学習教室設置事業

【事業目的】

本事業目的は、中学生に対し、課外である土曜日の午前中を活用して自主学習できる場を設け、個別の指導・支援等を行い、学力向上を図る。

【事業内容】

本市では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、令和２年３月初旬から５月末までの期間、全ての学校を休業とする措置をとった。その間、履修することができなかった教育課程については、市全体として夏休みを短縮して授業日数を確保するとともに、各学校では、教育課程を再編成して授業を実施したり時間割を工夫したりするなどにより、学習時間の確保に努める。加えて、9 月より本事業を実施することで生徒の学習機会を拡充する。

令和４年度も引き続き、中学生の学力の向上と安定を図るため、課外である土曜日の午前中を活用して中学校区にある公民館等７か所で学習教室を開設した。講師として、7 人の元学校長が各会場の代表者として運営を行い、和歌山大学、和歌山信愛大学、近畿大学に所属する学生ボランティアがサポートとして中学生に個別に指導・支援を行う。

実施にあたっては、教育委員会から全家庭向けに学習教室の開設をプリントにて周知し、参加を希望する生徒は保護者の同意のもと在籍する学校を通じて教育委員会に申し込むこととし、また、学校からも重ねて本教室について生徒に説明するなど参加を促進する。

【令和４年度の成果】

令和４年度は、９月 24 日から３月４日までの期間で各会場において最大 22 回実施した。申込があった生徒は、本事業開始当初は 38 名であったが、最終的には 70 名となった。各教室で概ね 1 日につき 5 名程度の参加であった。この中には、入試を控えた 3 年生だけでなく、1・２年生の生徒も含まれていた。参加した生徒は大変意欲的であり、配付された問題集だけでなく自ら選んだ学習課題に沿った教材を持参し、分からない問題や疑問に思うことがあると、積極的に学生ボランティア等に質問をしながら熱心に学習に励んだ。なお、令和 5 年度も本事業を実施するが、新型コロナウイルス感染症が感染症法上、第５類へ移行されたことを受け、令和５年度末をもって本事業を廃止とする。

【点検・評価委員の意見】

各学校にあっては、学力向上の取組は必要であるため、教員の授業力向上の取組による日々の授業の工夫改善に加え、個別の学習対応や計画的な補充学習の実施など、学習環境の充実に一層努められたい。

【今後の方針・目標】

本事業は、コロナ禍において、中学生を対象に学習機会の拡充のため自主学習の場を設定し、個別の指導・支援等を行い、学力向上を図ることを目的として実施したものであり、新型コロナウイルス感染症が感染症法上、第５類へ移行されたことを受け、令和５年度末をもって廃止することとする。

ただし、特に中学校では、教員の授業の工夫改善による授業力向上や計画的な補充学習の実施に加え、オンライン学習や別室での学習指導など、生徒一人一人の状況に応じた個別の学習対応及び学習環境の充実を図る。

９．学校給食運営事業

【事業目的】

学校給食法第４条の規定に従い、市内小中学校及び幼稚園の園児児童生徒における心身の健全な発達や食に対する正しい理解と適切な判断力を養うために、学校給食を実施する。

【事業内容】

給食会計・給食運営に係る事務

食材等に係る経費を学校給食費として保護者等より徴収している。（１食あたり小学校：250 円、中学校：300 円、幼稚園 230 円【なお、園児の給食は無償化を実施】）

物価高騰に対する対応

新型コロナウイルスや世界情勢の不安定化などにより食材価格等の高騰が続く中、安心・安全な給食の提供のため令和４年６月から小中学校で１食あたり４円、10 月からさらに 4 円を公費で負担することにより、様々な物価の高騰が続いているところ、保護者の負担を増加させることなく給食の提供を行った。※令和 5 年度においても、パンや牛乳をはじめ価格高騰が継続していることから、４月から１食あたり 20 円を公費により負担し、保護者の負担軽減を継続しているところではあるが、物価高騰の終息が見込めない中、主食及び副食材料費に充てる１食あたり保護者負担額の増額について検討を要する。

【令和４年度の成果】

栄養摂取基準に基づく献立により、安心・安全で確実な給食の提供について概ね実施することができた。また、物価高騰による材料費の高騰分を公費負担することで、保護者負担を増加させることなく栄養バランスがとれた安心・安全な給食を提供できた。

年度	安全安心の食材・地産地消の推進
令和４年度	食材産地・・・県内産品 22.0%　国内産品 65.5%　海外産品　12.5% （令和４年６月第３週及び 11 月第３週の実績(県調査)による）

【点検・評価委員の意見】

令和４年度からの取組である食材価格上昇分の公費負担について、物価の動向に応じて見直しも予想されるが、物価高騰が継続している状況下においては保護者負担を増加させることなく給食の提供を継続されたい。また価格高騰の状況下においても、児童生徒が喜ぶ献立の立案とともに、安心・安全な給食の提供を継続されたい。

【今後の方針・目標】

使用する食材の 90%程度を県内及び国内産を中心とした、安心・安全な学校給食の提供に努める。その中で、定められたエネルギー(kcal)量などの摂取基準を満たすとともに、児童生徒が喜ぶ献立を提供することで、適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図り、食事についての正しい理解を深めるなど、学校給食法が掲げる目標の達成を目指すものとする。

また、物価高騰が続く食材などの経費負担と学校給食費の関係については、食材価格の推移を注視するとともに、国や県の無償化施策の動向など総合的に勘案し、保護者の負担軽減策を検討、実施するものとする。

10. 新型コロナウイルス感染症対策事業

【事業目的】

新型コロナウイルス感染予防のため、学校において必要となる消毒液や手洗い用石けん等の保健衛生用品の購入や、新型コロナウイルスの感染拡大防止に配慮した教育や学校運営の実施に必要な物品の購入等を行うことで、コロナ禍における学校運営を確実に行うとともに、子供たちが学校において安心して学ぶことのできる環境づくりを行う。

【事業内容】

各学校において、新型コロナウイルス感染症への感染予防を行うために必要な保健衛生用品の購入等を行うとともに、コロナ禍における教育や学校運営に必要な物品の準備を行う。

【令和４年度の成果】

令和４年度中においても、新型コロナウイルスの感染拡大の収束が見えない中で、引き続き、学校の感染予防対策等を引き続き徹底しながら、子供たちの学習環境を保障する取組を実施するために、学校規模に応じて各学校に予算を配当し、保健衛生用品の追加的購入に加え、３密対策など感染拡大防止に配慮した教育を実施するために各学校が必要とする物品の購入等を行った。

（各学校が実施した対策の一例）

○　換気対策　－　網戸や天井扇風機の設置、サーキュレータなどの購入。

○　手指・設備の消毒　－　消毒液やオートディスペンサー、アルコール噴霧器などの購入

○　教室環境の整備　－　換気に伴う暖房器具の購入やリモート授業対策としての遮光カーテンなどの設置。

また、学校における感染拡大防止のために校舎内外の消毒作業を行う必要がありますが、教職員がその作業を担うことで平常業務に支障を来たすことから、令和３年度に引き続き、本作業を外部委託し、教職員の負担軽減を図った。

【点検・評価委員の意見】

新型コロナウイルスの５類への移行に伴い、感染予防に対する意識の変化が見られてきている中、学校において感染が拡大することがないよう、対策を継続されたい。

【今後の方針・目標】

新型コロナウイルスが５類感染症に移行され、マスクの着用等に関して感染予防に対する意識の変化が見られるなか、換気を十分に行うなど基本的な対策を実施するとともに、児童、生徒、教員など学校関係者の感染者が確認された場合には、学校内において感染が拡大しないよう消毒を実施するなど適切な対応をとることとする。

11. 学校適正配置推進事業(幼稚園)

【事業目的】

現在、下津町内の３つの幼稚園（加茂川・大東・下津）は、園児数が少なく、歳児別での幼稚園教育ができなくなっている。今後、幼稚園の園児数が大きく増加することは見込めない状況のなか、幼稚園を統合することで歳児別での幼稚園教育を可能にする。

【事業内容】

令和６年４月１日に加茂川幼稚園、大東幼稚園、下津幼稚園を１園に統合し、統合後の幼稚園は、現在の下津幼稚園の園舎を利用する。令和４年度から、幼稚園職員、保護者、地域の代表で構成する下津地域幼稚園統合推進懇話会を設置し、統合園の運営で必要となる検討内容について話し合われた。令和５年度は、通園バスの購入や駐車場の拡幅、給食室の備品購入などのほか、懇話会の検討内容を参考に統合に向けた準備を進める。

【令和４年度の成果】

令和４年度は、令和６年４月の統合に向けて下津町地域幼稚園統合推進懇話会を設置した。懇話会は幼稚園職員、保護者、地域の代表 14 名で構成され、令和４年度中に４回開催された。懇話会では、新しい幼稚園の園名・園歌、通園バスの運行方法、制服等の制定、合同保育、閉園式・開園式、新しい幼稚園の保護者会、その他統合推進に関し必要なことが話し合われた。

【点検・評価委員の意見】

加茂川幼稚園、大東幼稚園、下津幼稚園の統合に伴い、統合園における園児数が増加することで送迎時に駐車場の混雑が予想されるので、安全性を確保したうえで、時間差の登園時間を設定するなど工夫し、統合園が円滑に開始できるよう努められたい。

【今後の方針・目標】

下津地域幼稚園統合推進懇話会の中で、閉園する幼稚園の閉園式と統合園での開園式をどのような形で開催するかについて話し合い、節目にふさわしいものとする。また、通園バスの降車時間等を調整したうえで、地区ごとに登園時間を設定するなどして、統合園における送迎時の安全性を確保する。

加茂川幼稚園、大東幼稚園から備品を持ち寄り、必要数を確保することで、園児数が増加する統合園の円滑な開始を図る。

12. 学校適正配置推進事業(小学校・中学校)

【事業目的】

少子化の進展に伴い学校の小規模化が進む中、将来にわたって教育水準の維持・向上を図り、本市の子供たちが「生きる力」を育むことができ、活力ある教育環境の充実・確保を図るため、地域の実情に応じた学校規模の適正化及び適正配置を推進する。

【事業内容】

市内小・中学校のうち小規模化が進んでいる学校において、ＰＴＡ等の学校関係者や地域住民と協議を行い、適正な学校規模及び適正配置について検討を行う。

【令和４年度の成果】

令和４年度は、海南市立小中学校適正規模等審議会からの答申を踏まえ、令和４年７月に「海南市学校規模適正化基本方針」(以下、「基本方針」という。)を策定した。その中で、小学校においては、児童数が５人を下回る学年が生じている、または見込まれる場合、中学校においては、１つの小学校区で構成される学校で、１学級のみの学年が生じている、または見込まれる場合には、適正配置を積極的に推進するという基準を定め、三野上地域の小学校３校（南野上小学校、北野上小学校、中野上小学校）、下津町地域の中学校２校（下津第一中学校、下津第二中学校）の適正配置に取り組んだ。

具体的には「南野上小学校、北野上小学校、中野上小学校統合実施計画(素案)」「下津第一中学校、下津第二中学校統合実施計画(素案)」を作成し、地域、学校、保護者から意見を聴取する会を開催した。

現在、基本方針に則って、対象となる学校については、全て適正配置を推進する取組を実施することができている。

【点検・評価委員の意見】

本事業については、保護者や地域の方々にも多様な意見があることから、関係者に寄り添った丁寧な説明を以って進められたい。また、南野上小学校・北野上小学校・中野上小学校の統合については、課題となる周辺道路や通学路等の外的要因を解消し、事業を進められたい。

【今後の方針・目標】

下津第一中学校、下津第二中学校の統合については、統合に向けて検討すべき事項に関し、学校、保護者、地域の代表を構成員とした、下津第一中学校・下津第二中学校統合推進検討会を発足する。また、南野上小学校・北野上小学校・中野上小学校の統合については、「南野上小学校、北野上小学校、中野上小学校統合実施計画(素案)」に対する保護者や地域住民等の意見を受け、課題の解消に向けた検討を行い、計画内容の調整を行う。

13. 学校適正配置推進事業(高校)

【事業目的】

海南市立海南下津高等学校は、海南市立海南市高等学校と下津町立下津女子高等学校の歴史と伝統を受け継ぎ統合再編するかたちで、平成１９年４月、家庭科専門の専門高校として設置されたが、開校以来、入学者が募集定員を下回る状況が続いていたこと等から、令和元年６月定例会に、海南市立海南下津高等学校条例を廃止する条例が可決されたことを受け、閉校に向けた準備を進める。

【事業内容】

学期末には希望者には三者面談や必要に応じて面談の実施をするとともに、特に２年生には原級留置になると卒業できないことを丁寧に説明しながら進路等の相談を行う。

また、閉校の周知、閉校記念誌の作成や閉校式の準備とともに、備品の譲渡・廃棄及び学校文書の移管等を適切に執行する。

【令和４年度の成果】

３年生で２人の転学者があったが、卒業生の 20 人は進学または就職した。

令和４年度以降の入学者の募集を停止した。

閉校準備委員会を立ち上げ、教育委員会の指導の下、課題を整理しながら諸準備を進めた。

（単位：人）

年度	学年	生徒数	転・退学者	卒業者
令和４年度	1	0	―	―
	2	25	8	―
	3	22	2	20
令和５年度	3	17	0	17

【点検・評価委員の意見】

海南下津高等学校の生徒が、毎年恒例でＪＲ加茂郷駅前に「絵馬」を掲げているように思うが、閉校になった後も、そのような取組を周辺中学校に引き継がれたい。

【今後の方針・目標】

在校生が無事卒業を迎えられるよう丁寧に指導するとともに、閉校に向けた準備を進め、卒業生の記録を教育委員会に引き継げるよう取り組んでいく。また、海南下津高等学校が培ってきた地域との関わりを地域の中学校や老人会、自治会などに継承されるよう働きかけていく。

14. 家庭教育支援事業

【事業目的】

親子で一緒に手遊びや外遊びを楽しむ「子育てひろば」、子育て中のストレスや孤独感を解消するための「ほっとカフェ」、子供の体力向上、親子間のコミュニケーションを向上するための「親子ヨガ教室」、子育て中の親の学びの場としての「子育て講座」を開催し、保護者が家庭において自信と安心感をもって子供の教育ができ、子育て中のストレスや孤独感を解消できるよう、子育て中の親子等の交流機会や学びの場を提供する。

【事業内容】

①子育てひろば

製作あそびに加え、水遊びなどの季節遊びを毎月開催（開催場所：公民館等 10 か所）

②ほっとカフェ事業

リトミックやクラフト体験など特色のある事業を実施（開催場所：公民館等 7 か所）

③親子ヨガ教室

親子で運動遊びの要素を盛り込んだヨガ教室を実施（開催場所：市内 2 か所）

④子育て講座

いきぬきヨガや前髪カット講座、座談会、支援員研修を開催（開催場所：公民館等）

【令和 4 年度の成果】

コロナ禍前に比べて事業開催数や参加者数は減少したものの、参加者の手指消毒に加え、使用後の遊具等を事業実施後に消毒するなど、感染症対策を講じた事業運営を行うことで、参加者に安心して参加してもらうことができた。また、家庭教育支援チーム「かいなんPOT」は立ち上げから2年目を迎え、「子育て講座」として親子で楽しめる講座や親同士の座談会、子育て中の保護者向け講座などを実施できた。

	R4 実績値				
事業内容	子育て広場	ほっとカフェ	親子ヨガ	子育て講座	合計
実施回数	96	77	36	23	232
参加人数	1,679	705	240	483	3,107

【点検・評価委員の意見】

平日に実施される事業については、父親が仕事を休んで参加することは難しく、父親の参加が促進されない理由の一つになっていると感じられる。家庭教育には父親の参画も重要であることから、父母で参加できる事業として、今後も継続して実施されたい。

【今後の方針・目標】

参加者へのアンケート等により、父母で参加可能な日程や希望する学習内容等を把握し、子育て中の保護者の学びを支援できるよう、父母で参加しやすい日時で事業を開催することで、令和 4 年度は 15 人であった父親の参加人数を、令和 6 年度までの目標値として 20 人とする。

また、子育てに関する幅広い学習機会を提供することで、知識の普及・啓発を図っていく。

15. 下津地域公民館活動事業

【事業目的】

地区公民館としての活動が行われていなかった下津地域で公民館活動を展開し、多様な学習ニーズに応じた学習機会の提供を通して地域住民のコミュニティ形成を図り、地域の活性化や豊かで住みよいまちづくりを目指す。

【事業内容】

各地区で推進員や協力員などの地域の方々が協議し、これまで立ち上がった講座を継続するとともに新たな教室等の企画を検討し、健康関連講座や実用講座を中心に開催する。

仁義地区では、農繁期を除いた時期を中心に「ヨガ」「フラワーアレンジメント」「3B 体操」の教室を開催し、地域の方が継続して公民館活動に取り組むことができる環境づくりに努めた。

加茂地区では、旧加茂第二小学校での教室を開催するとともに、管理人が地区の要望に応じて、新たに「収納講座」などの講座を実施することで公民館活動の促進に努めた。

下津地区では、「ソープカービング」や「ナチュラルヨガ」などの講座を開催し、管理人が地区の要望に応じた講座を実施することで公民館活動の促進に努めた。

下津防災コミュニティセンターでは、施設の貸出しや独自の講座開設の取り組みのほかに、下津地域の生きがい教室や「PP バンドバック作り」や「各種料理教室」を開催するなど、下津地域全体の拠点としての取組を行った。

【令和４年度の成果】

仁義、加茂、下津地区では引き続き５名程度の協力員及び１名ずつの管理人を配置し、地域における公民館活動を進めるとともに、各地域に必要な講座の聞取りを行い、新たに「PP バンドバック作り」や「収納講座」などの講座の開催やサークル作り、管理人同士の公民館活動運営の相互協力など、今後の公民館活動の拡大に向けた取組を行うことができた。

また、下津防災コミュニティセンターでは、講座の開催や各地区の管理人との情報共有、下津地域の生きがい教室の開催など、下津地域全体の拠点としての役割を担うことができた。

	R4 実績値				
実施地区	仁義地区	加茂地区	下津地区	下津防災 コミュニティセンター	合計
講座回数	27	233	65	100	425
参加人数	218	2,185	399	1,094	3,896

【点検・評価委員の意見】

事業数が増加するなど、活動が広がってきているが、旧海南市地域のような活動規模には至っていないため、旧下津町地域においては、地区合同での事業の実施なども展開されたい。

また、旧海南市地域と旧下津町地域の公民館関係者で交流会を開催するなど、情報共有に加え、運営手法等のノウハウを伝達できる機会を設けるよう検討されたい。

【今後の方針・目標】

旧下津町地域において、これまでの取組に加え、各地区が協力し、一体となった事業展開を行っていくことで、令和４年度で 3,896 人であった参加人数を、令和６年度までの目標値として 4,300 人とする。また、旧海南市地域と旧下津町地域での公民館関係者で合同交流会を開催し、情報共有等に努める。

16. 青少年センター事業

【事業目的】

児童生徒の安全確保、いじめや非行の未然防止や早期解消のため、学校や家庭、地域、警察等との連携を強化し、指導、相談体制の充実を図るとともに、補導、啓発、相談、環境浄化の取り組みを推進する。

【事業内容】

青少年センターでは、「補導」「啓発」「相談」「環境浄化」の４つの取組を中心に活動している。

・**「補導活動」**では、青少年非行の未然防止や早期解消のため、夜間街頭補導や青色回転灯装備車によるパトロール、同伴登下校を行うとともに、関係機関と連携して夜間街頭補導等を行った。

・**「啓発活動」**では、ＪＲの各駅や各学校の通学路等において、関係機関や関係団体との連携による朝のあいさつ運動やスクールバスやタクシー、電車の見送り、夏季休業中には広報車による「夏の子供を守る運動」の呼びかけを行った。また、各学校や地域の要望に応じ、防犯、情報モラル（SNS）や薬物乱用防止、非行防止等の出前教室を行った。

・**「相談活動」**では、主に青少年の問題行動や不審者へ対応するため、相談の過程で学校と警察との中継ぎを行った。また、保護者や地域の方から相談を受けた際には、青少年センターの立場から提案や助言を行った。

・**「環境浄化活動」**では、コンビニ、書店、レンタルDVD店、たばこ・酒類販売店に立入調査を行い、未成年者への酒やたばこ、成人向け雑誌等の販売禁止(年齢確認)についての協力を呼びかけるとともに、店を利用する青少年らの状況の聞き取りも行い、計画的に調査を行うことができた。

【令和４年度の成果】

「啓発活動」では、薬物乱用防止及び情報モラル等の内容を中心に、市内小・中・高等学校を対象に 25 回の出前教室を実施した。「補導活動」では、昨年同様に、新型コロナウイルス感染症対策として、密を避けるために、青少年補導委員と共に徒歩による巡回を 21 回行った。そのため、車では入れない遊歩道や駅、ショッピングセンター周辺を巡回することができ、帰宅途中の高校生や散歩中の地域の方々と直接挨拶を交わすこともできた。同伴登下校では、地域の見守り隊の方から直接、子供達の様子を聞くことができ、車での巡回では確認出来なかった子供達の通学路での様子などを把握できた。

なお、令和４年度における実績として、青色回転灯車によるパトロール回数は 200 回、出前教室の実施回数は 25 回となっている。

【点検・評価委員の意見】

コロナ明けで、SNS の利用も含めて人の動きが増える傾向が予想できることから、子供を守るという意味で、補導・啓発活動や出前教室など、今後も充実した事業を展開されたい。

また、SNS 利用における課題については、内容が多岐に渡るとともに、低年齢化していることから、更に幅広い内容の出前教室や対象年齢を広げた指導等に努められたい。

【今後の方針・目標】

補導・啓発活動については、引き続き、青色回転灯車での巡回パトロールと、徒歩による夜間補導などを組み合わせながら、きめ細かい対応を充実させていく。

また、SNS 利用に関する出前教室については、各学校の課題等に対応した内容に工夫するとともに、小学校中学年以下の子供を対象とした授業の実施も検討していく。

17. 文化財保護活用事業

【事業目的】

文化財を保護し活用することにより、地域の貴重な財産としての認識を高め、市民の郷土に対する愛情を育む。

【事業内容】

埋蔵文化財調査事業として、開発の際に、文化財保護法などの法令に基づき、発掘調査、確認調査、立会調査を実施し、埋蔵文化財の記録及び報告書の作成を行っている。令和４年度は亀川遺跡や海南第二中学校校庭遺跡等において発掘調査等を実施した。

文化財活用事業としては、遺跡から出土した埋蔵文化財を学校へ持ち込み、土器等に触れてもらう「学校への出前授業」を実施した。その他、登録有形文化財の一般公開、海南 nobinos での登録有形文化財パネル展を開催するなど、文化財の周知に努めた。

指定文化財保存整備事業については、以下のとおり。

・琴ノ浦温山荘庭園(国名勝)では、植栽整備や、水系整備、眼鏡橋修理工事などを行った。
・熊野参詣道紀伊路(国史跡)については、平成 28 年度から実施してきた鈴木屋敷の整備工事が完了した。
・福勝寺境内(県指定文化財)について、危険木の伐採や本堂柱修理等の環境保全事業を行った。

【令和４年度の成果】

埋蔵文化財保護事業については、開発の機会をとらえ調査及び記録保存することにより、地域の歴史の一端を明らかにすることができた。

文化財活用事業は、「学校への出前授業」を小学校５校・中学校１校で実施したほか、登録有形文化財の一般公開を「山本家住宅」・「山本勝之助商店」で 2 回実施し、延べ 51 人の参加があった。地域で保存される文化財を積極的に活用する事で、地域の歴史や文化に対する関心を高め、文化財保護に対する意識を高めることができた。

指定文化財保存整備事業を実施することにより、これまで先人が守り伝えてきた地域の文化財を適正に保存することができ、後世に引き継ぐことができた。

なお、令和４年度における実績として、出前授業は６回、登録有形文化財一般公開とパネル展示は３回実施された。

【点検・評価委員の意見】

文化財は失われてしまっては手遅れとなるため、長期的な目線で保護していかなければならない。引き続き、文化財の整備や保存について、適正に実施されたい。

また、各学校の希望に応えて出前授業を継続するとともに、より一層周知に努め、児童生徒に加え、多くの人が文化財について学ぶことができる機会の充実を図られたい。

【今後の方針・目標】

引き続き、文化財の適切な整備・保存に取り組むとともに、出前授業では、各学校の希望を事前に確認したうえで、資料等を準備し授業を行う。

また、他の公共施設における展示等も含め、様々な工夫を行い、多くの人が文化財の価値に触れることができる機会の創出に努め、令和４年度に９回開催された出前授業、パネル展示などによる文化財の PR について、令和６年度までの目標値として 12 回開催する。

18. 図書館運営事業(海南 nobinos 含む)

【事業目的】

図書館法等に基づき、図書、記録、その他の必要な資料を収集し、整理・保存して市民の利用に供するとともに、地域に則した図書館サービスの確立と、イベント企画・広報により図書館利用の推進を図る。

【事業内容】

市民交流施設「海南 nobinos」は、図書館機能を核としながらも、市民活動生涯学習活動支援機能、子育て支援機能、広場のほか、スターバックスコーヒーも出店しており、従来の図書館のイメージに捉われず、読書が目的でない人を図書館に呼び込む「新しいカタチの図書館」として指定管理者による管理運営を行う。

一方で下津図書館は、従来からのオーソドックスな図書館として、直営による管理運営を行う。

両館では、日常的に利用者の声を聞くとともに、各館の特性や地域性を生かした年度事業計画を図書館協議会に諮りながら、図書館の利用促進に資する事業を展開しており、図書館利用者に対し、職員によるレファレンスサービス（調べもののお手伝い）を実施するほか、両館での相互貸出や、県立図書館や近隣公立図書館からの取り寄せ及び貸出、各地区公民館での予約や貸出、市内の幼・小中学校や学童保育、公民館への団体貸出なども実施する。

【令和 4 年度の成果】

海南 nobinos では、広場の草引きを手伝ってくれた方に対し、オリジナルトートバッグを配布する恒例イベントをはじめ、ウミガメの子供に触れることができる「ウミガメにタッチング」や絵本作家　長谷川義史さんの講演会「絵本でこどもたちにつたえたいこと」、色のワークショップイベント「色を見つけて、色であそぼう！」など、多彩なイベントを開催した。多くの利用者に来館いただき、地域における賑わいの創出に寄与することができた。

下津図書館では、様々なイベントが行われていることを広く周知するため、令和 5 年 1 月から twitter やインスタグラムによる広報を開始し、新たな利用者層の開拓に努めた。

なお、令和 4 年度における実績として、市民一人当たりの図書館利用回数は年間で 13.04 回となっている。

【点検・評価委員の意見】

活字離れが課題となっているなかで、絵本・児童図書に親しむことから始まり、読書を習慣づけることが、児童の学力向上にも繋がっていると考えられる。今後も、継続して本との出会いの場を提供されたい。

【今後の方針・目標】

引き続き、海南 nobinos、下津図書館それぞれの特徴を生かしながら、イベント等の充実に努める。また、多様な利用者ニーズに対応できるよう、継続して読書に親しむ機会を提供することで、総合計画に掲げている令和 6 年度までの目標達成指標「市民一人当たりの図書館利用回数(年間) 12 回」の維持に努める。

19. (仮称)体験学習施設建設事業

【事業目的】

昭和 57 年に開館し、経年劣化による傷みや、収蔵施設の不足など課題のある歴史民俗資料館をリニューアルし、「（仮称）体験学習施設」として整備を行う。

【事業内容】

老朽化が著しい歴史民俗資料館を、海南市（仮称）中央防災公園内にリニューアルするため、現在の展示・学習に加え、防災・体験学習を取り入れた複合型体験学習施設として建設に取り組んでいる。

（仮称）体験学習施設は、平常時に加え、災害時を見据えた施設となっており、平常時は歴史・文化や防災についての学習を、災害時には文化財レスキューと子供達の心のケアの場としての機能を持った施設を目指している。

整備場所である防災公園では、キーワードを「育つ」とし、様々な体験を通して「未来を生き抜く力」を身につけられる公園を目指している中、（仮称）体験学習施設では、海南市の歴史や先人の知恵、過去の災害等から防災に関する知識に触れることについて、学校の授業のように「学ぶ」という姿勢ではなく、楽しく遊んで、その過程で、いつの間にか知識・経験が身に付く施設となるよう、歴史・文化や防災についての展示・体験プログラムを提供する。

【令和４年度の成果】

令和３年度に引き続き、施設の実施設計業務を行った。資材高騰等の影響がある中、精査を行ったうえで、令和５年度中の工事発注を予定している。

【点検・評価委員の意見】

子供たちが喜び、多くの人に利用される施設となるよう、完成に向けて、着実に事業を進められたい。

【今後の方針・目標】

子供たちが喜び、多くの人に利用される施設となるよう、展示内容や体験プログラム等を工夫するとともに、関係各課との情報共有に努め、事業を円滑に進めていく。

20. 市民体育事業

【事業目的】

子供の体力の向上、生涯スポーツ社会の実現、競技スポーツの推進ひいては市民が自主的に健康の保持増進を図り、健やかな生活を送ることができるよう、各種体育事業を開催する。

【事業内容】

スポーツ関係団体等の協力をいただき、円滑な事業実施のため海南市体育事業実行委員会を組織し、市から市民体育事業交付金を実行委員会に交付し、事業を実施する。

・体育事業実行委員会

市長、教育長、市体育協会代表、スポーツ推進委員会代表、校長会会長、小・中学校体育連盟代表

・主催事業

＜海南ジュニアランニングチャレンジ＞

紀三井寺公園陸上競技場にて、小・中学生の長距離走のレースを実施する。またトレーナーやトップアスリートを招待し、ケガ予防ストレッチ指導等、クリニックを開催する。

＜市駅伝競走大会＞

海南 nobinos 北側をスタートし、市民運動場をゴールとする市街地走行コースによる駅伝競走大会を開催する。

＜スポーツ賞＞

本市のスポーツ水準の向上及びスポーツの振興に係る功績著しい方や団体を表彰する。

【令和４年度の成果】

新型コロナウイルス感染症対策については、体調管理チェックシートに記入していただくなど、感染対策を講じた上で、イベントを開催した。

第８回ジュニアランニングチャレンジは、小学生・中学生を対象として 11 月 3 日に開催し、長距離走に取り組むレースには、小学生部門 179 名、中学生部門 101 名、合計 280 名の参加があった。また、クリニックには、講師に尾田賢典氏と大塚良軌氏を迎え、ランニング教室を開催し、67 名の参加があった。

第 66 回市駅伝競走大会は、１月 9 日に 3 年ぶりの市街地コースで、一般部門の参加を再開して開催し、小学生部門 45 チーム、中学生部門 34 チーム、一般部門 16 チームの合計 95 チーム、475 名の参加があった。

第 18 回スポーツ賞は、指導者に関する賞として、スポーツ功労賞 1 名、競技成績に関する賞として、スポーツ顕賞 1 名、スポーツ賞（個人）7 名、スポーツ奨励賞（個人）22 名、スポーツ奨励賞（団体）1 団体 8 名、合計 39 名に表彰状を授与し、記念品を贈呈した。

【点検・評価委員の意見】

コロナ禍で運動から離れている市民は増加していると考えられ、健康増進の意味においても必要な事業であることから、引き続き事業を継続されたい。

市駅伝競走大会について、市街地コースで開催する場合、参加する選手や関係者に加え、沿道での応援等も増加することから、警察・警備員等とも連携を図りながら、安全・安心な大会運営に努められたい。

【今後の方針・目標】

海南ジュニアランニングチャレンジは、走る機会を提供し、スポーツに興味を持ってもらえる場として開催しており、市内小中学校在籍者数の 10%以上の参加を目標として、魅力あるスポーツイベントとなるよう継続して取り組む。

また、市駅伝競走大会及びスポーツ賞は、スポーツ振興の観点から重要な事業であり、関係者等、多くの方々から意見を頂きながら、引き続き実施する。

Ⅲ　資　　料

海南市教育委員会の運営状況

1　教育長及び教育委員（令和５年９月１日 現在）

職　　名	ふり 氏	がな 名
教 育 長	にし　はら 西　原	たか　ゆき 孝　幸
教育長職務代理者	つゆ　みね 露　峯	あき　のぶ 明　信
委　　員	なか　やま 中　山	よし　こ 佳　子
委　　員	いわ　もと 岩　本	ち　か 智　佳
委　　員	くま　しろ 熊　代	しゅう　じ 秀　至

2　教育委員会会議について

「海南市教育委員会会議規則」に、定例会は毎月１回、臨時会は必要がある場合に開催することが定められています。令和４年度における教育委員会会議は、定例会を 12 回、臨時会を６回開催しました。

3　教育委員の学校訪問について

令和４年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、前期に２日間、小学校、中学校のうち３校を訪問し、各学校の取組概要の聴取や授業参観等を行いました。

月　日	訪　問　校	内　　容
5 月 30 日	黒江小学校	ＩＣＴ機器の活用による授業改善
		学校給食の実施状況
		コロナ禍における適切なマスクの着用
6 月 3 日	加茂川小学校	ＩＣＴ機器の活用による授業改善
		学習環境の整備
		若手教員の育成
	下津第二中学校	ＩＣＴ機器の活用による授業改善
		生徒指導の充実
		学校の適正配置に係る地域・保護者の意見

○　令和４年度体育祭・運動会

・市立幼稚園　　９月 24 日(土)・10 月１日(土)・８日(土)・10 月 15 日(土)

・市立こども園　　10 月８日(土)

・市立小学校　　９月 23 日(金)・24 日(土)・10 月１日(土)

・市立中学校　　９月 17 日(土)

・海南下津高等学校　　10 月７日(金)

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため出席は見合わせました。

○　令和４年度文化祭

・海南下津高等学校　　11 月３日(木)・４日(金)

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため出席は見合わせました。

○　令和４年度卒業式・卒園式

・市立幼稚園　　３月 22 日(水)

・市立小学校　　３月 20 日(月)

・市立中学校　　３月７日(火)

・海南下津高等学校　　３月１日(水)

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため出席は見合わせました。

○　令和４年度研究大会

・海南市体力向上研究発表会　　10 月 28 日(金)

・海草地方学校給食研究会　　11 月 22 日(火)

・和歌山県学校図書館研究大会海草大会　　11 月 11 日(金)

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため出席は見合わせました。

4　会議・研修会等への参加について

月　　日	会議・研修会の名称
令和４年　４ 月 22 日	令和４年度和歌山県都市教育長協議会定期総会
４ 月 26 日	令和４年度第１回市町村教育委員会教育長会議
４ 月 27 日	近畿都市教育長協議会令和４年度第１回役員会
４ 月 27 日	令和４年度近畿都市教育長協議会定期総会
５ 月 11 日	令和４年度第１回海南市総合教育会議
５ 月 12 日 ～ ５ 月 19 日	海南市議会５月臨時会
５ 月 31 日	令和４年度和歌山県市町村教育委員会連絡協議会常任委員会
５ 月 31 日	和歌山県市町村教育委員会連絡協議会令和４年度定期総会
６ 月 ９ 日	令和４年度第１回和歌山県立自然博物館協議会
６ 月 ９ 日 ～ ６ 月 28 日	海南市議会６月定例会
７ 月 28 日	令和４年度第１回市町村教育委員会オンライン協議会
７ 月 29 日	第１回教育委員会点検・評価委員会
８ 月 ３ 日	第２回教育委員会点検・評価委員会
８ 月 10 日	第３回教育委員会点検・評価委員会
９ 月 １ 日 ～ ９ 月 26 日	海南市議会９月定例会
９ 月 ８ 日	令和４年度第２回市町村教育委員会オンライン協議会
10 月 ５ 日	令和４年度第２回和歌山県立自然博物館協議会
10 月 26 日	令和４年度和歌山県市町村教育委員会連絡協議会研修会
11 月 １ 日	令和４年度近畿市町村教育委員会オンライン研修会
11 月 24 日 ～ 12 月 13 日	海南市議会 11 月定例会
令和５年　２ 月 10 日	令和４年度第２回市町村教育委員会教育長会議
２ 月 13 日	近畿都市教育長協議会令和４年度第３回役員会
２ 月 14 日	令和４年度第２回海南市総合教育会議
２ 月 22 日 ～ ３ 月 14 日	海南市議会２月定例会

5　行事等への参加について

月　　日	行事等の名称
令和４年 10月21日～ 3 月 6 日	公民館文化祭【作品展】（大野）
10月29日～10月30日	公民館文化祭【作品展】（日方）、（巽）、（中野上）
10月29日～11月 3 日	公民館文化祭【作品展】（内海）
11月 3 日	海南ジュニアランニングチャレンジ （紀三井寺公園補助競技場）
11月 5 日～11月 6 日	公民館文化祭【作品展】（黒江）、（大崎）
11月 5 日～11月18日	公民館文化祭【作品展】（北野上）
11月19日～11月20日	公民館文化祭【作品展】（亀川）、（南野上）
令和５年　1 月 8 日	二十歳を祝う会（市民交流センター）
1 月 9 日	海南市駅伝競走大会（市街地コース）
1 月23日	海南市園児児童生徒作品展（海南保健福祉センター）
3 月 1 日～ 3 月 5 日	公民館文化祭【作品展】（塩津）
3 月 5 日	海南市スポーツ賞表彰　（海南保健福祉センター）

関係法令（抜粋）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年 6 月 30 日法律第 162 号）

（事務の委任等）

第 25 条　教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2　前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

一　教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。

二　教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

三　教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。

四　教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

五　次条の規定による点検及び評価に関すること。

六　第 27 条及び第 29 条に規定する意見の申出に関すること。

3　教育長は、教育委員会規則で定めるところにより、第 1 項の規定により委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならない。

4　教育長は、第 1 項の規定により委任された事務その他その権限に属する事務の一部を事務局の職員若しくは教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員（以下この項及び次条第 1 項において「事務局職員等」という。）に委任し、又は事務局職員等をして臨時に代理させることができる。

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第 26 条　教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第 1 項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第 4 項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2　教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

海南市教育委員会点検・評価委員会条例

平成 25 年 3 月 22 日
条例第 13 号

（設置）
第１条　地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 26 条の規定に基づき海南市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が実施する点検・評価において、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、海南市教育委員会点検・評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）
第２条　委員会は、教育委員会が実施する点検・評価に対し、外部の視点から検証を行い、教育委員会に意見書を提出する。

（組織及び委員）
第３条　委員会は、委員５人以内をもって組織する。
２　委員は、教育に関する学識経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。
３　委員の任期は、教育委員会に意見書が提出されるときまでとする。
４　委員は、再任されることができる。

（委員長及び副委員長）
第４条　委員会に委員長及び副委員長各１人を置き、それぞれ委員の互選により定める。
２　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）
第５条　委員会は、委員長が招集する。
２　委員長は、会議の議長となる。
３　委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
４　委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見の聴取等）
第６条　委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）
第７条　委員会の庶務は、教育委員会総務課において処理する。

（委任）
第８条　この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附　則
この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（平成 27 年 3 月 20 日条例第 9 号）抄
（施行期日）
１　この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（海南市教育委員会点検・評価委員会条例の一部改正に伴う経過措置）
５　改正法附則第２条第１項の場合においては、第４条の規定による改正後の海南市教育委員会点検・評価委員会条例第１条の規定は適用せず、第４条の規定による改正前の海南市教育委員会点検・評価委員会条例第１条の規定は、なおその効力を有する。